

第 3 3 号

令和7年12月23日

公益社団法人櫃原経済倶楽部

会長 高瀬 泰嗣 様

奈良県公益認定等審議会

会長 吉岡 祥充



公益社団法人櫃原経済倶楽部におけるガバナンス改善等に係る意見及び今後の対応について

令和6年9月3日付け法文第307号勧告書（以下「再勧告書」という。）に対し、貴法人から提出のあった、令和6年12月18日付け公社櫃経241202号勧告に係る措置状況報告書及び令和7年7月30日付け公社櫃経250704号回答書並びに令和7年10月2日立入検査の内容等を審議した結果、令和5年5月30日付け法文第109号勧告以後、一定程度ガバナンス等の改善は確認できたものの、引き続き改善に取り組まれるべきと思料される点が未だ認められます。勧告に係る措置を全てとったとは評価できない状況ですが、公益法人のガバナンスは基本的には法人自らが自浄作用を働かせ改善を図るべきものであり、別紙「措置に関する意見」で指摘している課題については、自浄作用を働かせ、解消、改善に取り組むとともに、貴法人社員に対し、適宜その状況を説明するなど開かれた法人運営が重要です。

今後、貴法人の運営状況に重点的な監督の必要性がないと当審議会が認めるまでの間、定期的に立入検査等によりその取組状況を確認することとしています。なお、ガバナンスの改善が十分に行われず、自浄作用に期待できないと判断される場合には、監督処分等を行うこともありますので、念のため申し添えます。

第1 当審議会の見解の整理

これまでに貴法人から提出された資料等においては、当審議会と見解が異なる事項が複数あるが、特に次の3点については、貴法人及び令和5年5月30日付け法文第109号勧告により貴法人が設置した第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）の見解と大きく異なるものであるため、当審議会の見解を改めて明確にしておく。

1. 第三者委員会委員の選任過程について

公益法人は社会の公益に資する活動を行うがゆえに税制上の優遇が与えられている。であるからこそ、公益法人に相応しいコンプライアンスと適正なガバナンスが求められており、不適切事案等が発生した場合、その対応措置を適切に講ずるためには、外形的にも中立性や厳格性が必要となる。

しかし、貴法人が設置した第三者委員会については、再勧告書に記載したとおり、第三者委員会の調査対象とも言うべき人物が委員長を務めるコンプライアンス委員会において第三者委員会の委員選任を行っており、委員長自身に都合の良い第三者委員会の人選、措置状況報告書の作成等を行う意向が働いたとの疑念を抱かれても仕方のない状況であることは否定できないと考える。

2. 県に対する情報提供について

行政庁が公益法人を監督するに際し、情報提供（公益通報を含む行政庁外部からの情報提供全て）は、公益法人の不適正な事案を早期に発見・是正することにより公益法人と社員等を守るため、重要なものである。また、公益法人制度改正により、令和7年4月より、公益法人は、様々なステークホルダーや国民に対する責任として、一層のガバナンスの強化と情報開示による透明性の向上を図ることが求められるようになったところである。

ここで、令和4年8月の貴法人に対する立入検査の結果、役員の3分の1規定に適合していないことが判明したのは、貴法人関係者が、貴法人における役員の3分の1規定違反のおそれについて奈良県に情報提供されたことに端を発するものであるが、この点につき、上記の制度趣旨を踏まえると、法人関係者による情報提供は肯定的に解すべきものとする。

3. 令和2年の立入検査における役員兼職届の確認等について

正確な文書の作成及び管理は、公正で民主的な法人運営をするための基盤であり、この前提が崩れると、公益法人に対する信頼も失われることとなる。

貴法人においては、平成29年2月の立入検査の指摘により兼職届が作成されることとなり、少なくとも、平成31年3月の正副会長会議時点では橿原商工会議所役員との兼職状況の一覧表が作成され、役員の3分の1規定違反状態であることが正確に認識されていた。

しかし、令和元年7月16日付けで届出のあった役員変更届において、公益認定基準に適合する旨の確認書が提出され、さらに、令和2年2月の立入検査において、法人に備え置かれていた兼職届を検査員が確認したが、法人役員の橿原商工会議所との兼職状況が正確に記載されていなかったことから、県ではその時点で役員の3分の1を超える兼職状況はないものと認識せざるを得ず、規定違反を指摘することができなかった。

このことにもかかわらず、県が立入検査の結果通知において「概ね良好」としたことを、「お墨付き」を与え、是正に対する重大なブレーキとなったと、あたかも県に検査責任があるかのような評価がなされていることは誠に遺憾である。上述のとおり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による行政のチェックが働かない状態を招いたことは、公益認定制度上当然求められる公益法人に相応しいコンプライアンスと適正なガバナンスに反していることを認識する必要がある。

第2 措置に関する意見

再勧告事項に係る措置に関する意見は次のとおりである。一定程度ガバナンス等の改善は確認できたものの、以下の項目については、引き続き改善を図り、法人ガバナンスの確保及びコンプライアンスが徹底された法人運営がなされることを期待する。

1. 社員への説明責任の遂行について

貴法人は令和6年9月3日付け法文第307号勧告等を受け、令和7年6月27日の社員総会において、これまでの経緯等を社員に説明がなされた。

しかし、一部の社員からは、令和7年7月16日付け臨時社員総会招集請求書や令和7年8月13日付け改善を求める意見書を通じ、説明が不十分である旨の指摘がなされているところである。

また、社員総会当日に配付・説明がなされた今般の経緯に関する書類（報告事項 ②勧告に係る経緯説明の件 別紙 【令和6年9月3日付けの勧告に至る経緯とこれへの対応】）は、当審議会が認定している事実と異なる箇所があることの説明がなされておらず、たとえば社員に対し、事前に Web でその他関連資料の提示をしているとしても、説明を受ける側が経緯を把握・吟味するに際し、十分な対応でなかったと言わざるを得ない。

以上を踏まえると、当審議会は、社員に対し一定の経緯等の説明をし、法人内部での議論が活発化されている点については評価しているものの、社員への説明責任が十分に果たされたとは言いがたいと認識している。再度、当該社員含め、社員からの意見に対して回答趣旨を丁寧の説明するなど、誠実に対応し、社員への説明責任を適切に果たされたい。

2. 理事会による責任ある法人運営の確立について

貴法人においては、過去に、正副会長会議で議論された内容が理事会に報告されない事例があるなど、正副会長会議の位置づけ、運営方法に問題があった。

その後、令和6年12月18日付け公社樞経241202号勧告に係る措置状況報告書のお

り、貴法人において「理事の職務権限規程」の是正がなされた。正副会長会議に対する理事会の優位性について明文化されていないことから十分とはいえないものの、令和7年7月30日付け公社樞経250704号回答書によると、「正副会長会議における協議を尊重しつつも、基本的には理事会による意思決定が優先することを確認しています。」「正副会長会議における議論は、何らかの形で、理事会に報告されます。」と記載があることから、これを踏まえ、今後は、法人における理事会の権限が尊重される運営を行う必要がある。

また、令和5年5月30日付け法文第109号勧告を受け、事務決裁規程を整備されたが、その決裁区分に応じ、決裁権者（会長、副会長をはじめ会計担当理事や各委員長）が責任をもって審査することを徹底するとともに、理事会においても正副会長会議等及び事務局の執行行為を適正かつ責任をもって監視監督をされたい。

3. 監事機能の適正化について

監事は、株式会社における監査役に相当する役員であり、その地位に伴う職責を果たさなくてはならない。公益法人は、法律に基づき認定され、税制優遇を受けて活動する法人であるため、その監事は、国民からの信頼を裏切らないよう常に自覚を持って職務を遂行することが必要である。（公益法人の各機関の役割と責任（監事編）—公益社団法人の監事必携—令和7年6月 内閣府公益認定等委員会作成 参照。）

監事の義務の一つに理事会への出席義務（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第101条第1項）があるところ、貴法人においては、病気等の正当な理由による欠席であったとしても、結果として、勧告等を受けている状況において、2名中1名の監事の職務執行状況が不十分な状態が令和5年度及び令和6年度の2年間も続いたことも事実である。

監事は、法人と委任関係にある（法人法第64条）ことから、「善良な管理者の注意」をもって自らの職務を行う義務（民法第644条）を負う。長期間業務ができない期間が継続することは、業務不履行の可能性があることを認識し、監事自身がその職責を十分に理解した対

応をとるとともに、事務決裁規程に基づく決裁の処理状況については、監事の責務として引き続き監視・監督体制を整えられたい。また、法人としても、適切な監事による監査や、令和7年6月に選任された外部監事への支援など、監事の職務が執行できる体制を整える必要があることに留意されたい。

4. 全役員（理事及び監事）に対するコンプライアンス研修及び職務内容研修の実施

令和6年12月10日に役員向け研修を実施されたところであるが、令和5年8月7日付け第三者委員会調査報告書「第4 今後とるべき措置についての提言 1 公益社団法人としての自覚と責任感、コンプライアンス意識の涵養」にも記載のあるとおり、役員を対象とした、公益社団法人としての信頼確保やガバナンスに関する定期的な研修を、今後も継続して実施されたい。

5. 講ずべき措置の検討体制

貴法人が措置された上記1～4の内容を踏まえると、ガバナンスやコンプライアンスにおいて、改善の兆しがあると認められるものの、未だ十分ではない。

しかし、本来、公益法人におけるガバナンスの適正化やコンプライアンスの確立は、当該法人の自主的かつ自律的な営為によって実現されるべきものであることから、それらの点については、今後も継続して、貴法人内においてその改善に向けた取り組みを進めることが重要である。

この意味で、令和7年6月27日の貴法人社員総会において、社員から、当審議会の勧告及び再勧告に係る法人関係者の処遇等に関する疑義が寄せられていることを真摯に受け止め、当該社員との丁寧な対話や理事会・社員総会における審議など、法人内での適切な運営と対応がなされることを期待する。

以上